

東北大学大学院生命科学研究科同窓会会則

制 定 平成18年2月1日

(名称)

第1条 本会は、「東北大学大学院生命科学研究科同窓会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて東北大学大学院生命科学研究科(以下「本研究科」という。)の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、本研究科内に置く。

(事業)

第4条 本会は、会員名簿の発行、総会の開催及び本会の目的達成に必要な事業を行う。

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本研究科の同窓生
- (2) 本研究科の元教職員
- (3) 本研究科の教職員
- (4) 本研究科の在学生及び研究生等
- (5) 運営委員会が特に認めた者

(役員等)

第6条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任評議員 6名(庶務担当3名、経理担当2名及び会計監査1名)

2 会長は、本会の代表者となる。

3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。

4 常任評議員は、各専攻から2名を選出し、会の運営等に必要な業務を担当する。

(役員を選出)

第7条 役員は、評議員会で選出する。

2 役員任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員会)

第 8 条 本会の事業を決議するため、評議員会を置く。

2 評議員会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

(1) 運営機構の構成員

(2) 専攻から推薦された者 各 3 名

(3) 評議員会が必要と認めた者 若干名

3 評議員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。ただし、欠員により選出された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 評議員会は、原則として年 1 回以上開催する。

(会議)

第 9 条 本会の会議は、総会及び評議員会とする。

2 会議は、会長が招集し、議長となる。

(会計)

第 10 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の資金とする。

2 会費は、年額 1, 0 0 0 円とする。ただし、本研究科の在学生及び研究生等は、免除することができる。

3 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日で終わる。

(雑則)

第 11 条 この会則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この会則は、平成 1 8 年 2 月 1 日から施行する。